

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ビジネスエンジニアリング株式会社		コード	4828
提出日	2025/5/26	異動（予定）日	2025/6/20	
独立役員届出書の提出理由	属性情報の記載を更新するもの。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	清水 弘	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	北村 正仁	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	志水 直樹	社外取締役	○													○		有
4	三好 貴子	社外取締役	○										○				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	清水弘氏は、当社の取引先である学校法人日本工業大学の教授であります。当社は、2025年3月期において同学校法人と社員研修に関する取引がありますが、取引額は当社の連結売上高の0.01%未満と僅少であり、独立役員の独立性に影響を与えるものではありません。	清水弘氏は、当社の主要顧客である製造業を主たる対象とした戦略系コンサルティング業務の豊富な経験と事業戦略に関する高い見識を有しており、これらは当社事業の発展に資するものであります。氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、氏を社外取締役として招聘するとともに、独立役員に指定するものであります。
2	北村正仁氏は、過去において当社の取引先であるオリンパス株式会社の執行役員等でありました（2021年3月退任）。当社は、2025年3月期において同社とシステム開発関連の受託取引がありますが、取引額は当社の連結売上高の1.3%未満であり、市場価格等に基づいて価格交渉し、一般取引先と同様に決定しており、独立役員の独立性に影響を与えるおそれはありません。	北村正仁氏は、オリンパス株式会社における、経営管理やIT分野に関する豊富な経験と高い見識に加え、グローバル体制構築の経験も有しており、これらは当社事業の発展に資するものであります。氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、氏を社外取締役として招聘するとともに、独立役員に指定するものであります。
3		志水直樹氏は、多様な業界における、財務・会計に関する豊富な経験と高い見識に加え、経営管理においても知見を有しており、当社の経営監督機能の強化に資するものであります。氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、氏を社外取締役（監査等委員）として招聘するとともに、独立役員に指定するものであります。
4	三好貴子氏は、岡村総合法律事務所のパートナーであります。当社は、同事務所と顧問契約を締結し、法律上の助言を受けておりますが、2025年3月期の取引額は当社の連結売上高の0.02%未満と僅少であり、同事務所の年間収入においてもその割合は低く、独立役員の独立性に影響を与えるおそれはありません。また、氏は当社の取引先である東洋エンジニアリング株式会社の社外監査役であります。当社は、2025年3月期において同社とシステム運用・保守等の受託取引がありますが、取引額は当社の連結売上高の2.7%未満であり、市場価格等に基づいて価格交渉し、一般取引先と同様に決定しており、独立役員の独立性に影響を与えるおそれはありません。	三好貴子氏は、弁護士として培われた企業法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、当社の経営監督機能の強化に資するものであります。氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、氏を社外取締役（監査等委員）として招聘するとともに、独立役員に指定するものであります。氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。